

第2回世羅郡三町合併協議会

会 議 録

日 時 平成14年11月25日（月）

13時30分

場 所 甲山町農村環境改善センター

世羅郡三町合併協議会

第2回世羅郡三町合併協議会会議録

召集年月日	平成14年11月25日(月)				
召集の場所	甲山町農村環境改善センター				
開会日時	平成14年11月25日(月)				
議長	上本仁志				
会議録署名人	黒木重治	藤井忠孝	井上忠則		
	甲山町	世羅町	世羅西町		
委員氏名	出欠	委員氏名	出欠	委員氏名	出欠
山口寛昭	○	松山理人	○	上本仁志	○
水間茂	/	沖盛治	○	松岡明衛	○
黒木重治	○	藤井忠孝	○	井上忠則	○
永田英則	/	徳光義昭	○	前原春夫	○
鈴木道弘	○	新井富士男	○	前迫喜久真	○
岡本明美	○	坂東辰男	○	岡田桂子	○
石岡省吾	○	梶川耕治	○	田丸克之	○
田坂陽美	○	真野綾	○	井上幸枝	○
黒木武彦	○	寺田弘美	○	横山昇司	○
荒瀬聖子	○	松村明美	○	奥田正和	○
井口紀介	○	幾島文江	○	溝上春雄	○
檜谷睦宏	○	蔵敷広之	○	三木俊三	○
10名		12名		12名	
委員総数36名／出席委員34名					

顧問					
顧問氏名	出欠	顧問氏名	出欠		
小島敏文	○	藤井孝弘	○		
監査委員					
監査氏名	出欠	監査氏名	出欠	監査氏名	出欠
橋本武生	○	田中修三	○	野曾原文男	○

第2回世羅郡三町合併協議会会議録索引

事件番号	会 議 事 件 名	ページ
	開会	1
	委員の紹介	1
	会長あいさつ	1～2
	監査委員の紹介	2～3
	講演	3～20
	会議録署名委員の指名	20
協 議 事 項		
協議第8号	合併の方式について	20～21
協議第9号	第3回世羅郡三町合併協議会の日程について	21～22
提 案 事 項		
協議第10号	合併の期日について	22～23
協議第11号	新町の名称について	24～32
協議第12号	新町の事務所の位置について	32～37
	閉会	37

午後 1時30分開会

○山口事務局長 それでは、定刻の午後1時30分が参りましたので、ただいまから第2回世羅郡三町合併協議会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、皆様におかれましては第2回協議会にご出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、前回の協議会に所用のため欠席をされた世羅町新井富士男委員をご紹介します。

○新井委員 ただいま紹介いただきました世羅町から選任されております新井富士男でございます。

第1回の委員会には、所用のため出席できなかったことをこの場をおかりして深くおわび申し上げます。今後とも、どうかよろしくお願いします。（拍手）

○山口事務局長 会長あいさつの前に、本日の会議の出席状況についてご報告いたします。

本日、前回の協議会で水間委員からご発言がございましたように、かねてより計画されていた甲山町議会の経済常任委員会の行政視察と重なり、水間委員、永田委員が欠席されており、本日の委員の出席者数は委員総数36名のうち34名となっております。したがって、本日の会議は協議会規約第11条第1項の規定により会議が成立していることをご報告いたします。

それでは、協議会会長の上本世羅西町長がごあいさつ申し上げます。

○上本会長 皆さんこんにちは。合併協議会の開催に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様におかれましては、ご多用にもかかわらずご出席いただきましてありがとうございます。また、顧問として広島県議会副議長小島敏文先生、また藤井尾三地域事務所の所長様、さらに県の市町村合併推進室長の石原氏にも本日ご同席いただいております。心からお礼を申し上げます。

また、当協議会の監査をいただく世羅郡3町の監査委員の方々にも、本日はご出席いただいております。よろしくお願いいたします。

いよいよ本日より、協定項目に沿って具体的に合併のご協議をいただくこととなりますけれども、老婆心として思いつつも少し申し上げさせていただきます。

ことわざの中に、古きをたずねて新しきを知るという言葉があります。合併の諸問題を

考えるとき、いろいろな課題を抱えていても自信を持って臨むように言われておりますが、ただしそれには条件があると言われております。すなわち自分の心をしっかりしておくことであり、歴史、文化から学ぶ姿勢が必要と言われます。そのことが、未来に挑戦していくこと的前提条件という考え方であります。行政のありようについては、過去を振り返ってみるとき、おのずからすばらしかったところ、欠陥であったところは見えてきます。私たちがこれから抱える問題についても、相対的な見方で対処する余裕が生まれるという考えであります。

例えば、今、日本は終身雇用制度は崩れつつございます。リストラや企業倒産が日常化する中で、転職を余儀なくされている方々は他人事ではありません。しかし、よく考えてみれば、この終身雇用制度は日本古来の制度ではないのであります。この制度が日本に根づいたのは、昭和15年ごろからと言われてますし、ほんの五、六十年の間のことでございます。

人間関係につきましても、核家族化した社会構成は高度成長期以後のことでございます。歴史を見つめることにより私たちが、これが日本人の価値観だと思っていることの多くがこの数十年の現象でしかないということに気づきます。その上で、女性が女性として男性が男性として、またお年寄りがもっと輝いて人生を全うするために、さらに子供たちが子どもらしくすくすく伸びていくようになるために、これからの新しい自治体がいかにあるべきかを常に心の底に置いてお話を進めていただければと思いを望むものでございます。

私としては、少し余談が多くなりましたが、事務局長が脱線してはいけないと心配しますので、この辺で終わらせていただきます。

本日は、この協議に入る前にご講演をいただくという計画にさしていただいております。先ほど申し上げました広島県の市町村分権総室長の石原氏に、合併協議会の役割と題してお話をいただきます。ご静聴賜って、今後の指針にいただければ幸いです。

以上、開会のあいさつとします。今日はありがとうございます。

○山口事務局長 ありがとうございます。

続きまして、第1回協議会、協議第2号で選任のご同意をいただき、協議会規約第18条の規定に基づき会長から委嘱状を交付されました3名の監査委員の皆様をご紹介します。

甲山町、橋本武生監査委員、世羅町、田中修三監査委員、世羅西町、野曾原文男監査委員です。

続きまして、これから講演に移りたいと思います。

講演は、講師に広島県地域振興部市町村分権総室長石原照彦さんをお招きし、合併協議会の役割と題してご講演を賜ります。

石原総室長におかれましては、市町村合併にかかわることはもちろんのこと、市町村財政や中山間地域の振興など、市町村行政のいろいろな場面で大所高所から格別のご指導をいただいているところであります。本日は、公務ご多用なところを世羅郡三町合併協議会のためにお越しいただきました。時間は、1時間程度でございますので、最後までご聴講賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは石原総室長様、よろしくお願い致します。

○石原総室長 皆さんこんにちは。今紹介いただきました石原といいます。今日は、法定協議会の第2回目ということで、これから始まるという、実質的に始まるということでございますけれども、こうして時間をいただきましたので、私の今までの経験とそれから今思っていることを皆さんにお話ししまして、これから合併協議に参考になればと思ってお参りましたが、余り参考にならないかもわかりませんが、それはご了承いただきたいと思います。私の全部の力を出して、皆さんにご理解をいただきたいということで、こうして時間をせっかくいただきましたので、どうかよろしくお願いいたします。

それでは、座って話をさせていただきます。

今日は、資料を持ってまいりましたけれども、合併協議会の研修会ということで合併協議会の意義とか役割とか、そういうことの話をするのが本意だと思うんですけども、合併協議に当たってどういうことを考えてやればいいのかという、私なりの思いを話をさせていただきたいというふうに思っております。

今日の資料の中で、一番最後に合併協議の意義とか役割というのがございますけど、これは皆さん委員に就任の際にいろいろお話を聞かれているというふうに思っておりますので、この件につきましては内容的には省略をさせていただきたいと思うんですけども、要はこの協議がこれから先の将来の何といいますか、地域の将来を方向づけるという非常に重要な役目があるのではないかなというふうに思っております。その際、協議をしていくのにどうすればいいかと。

私この仕事を始めまして、もう既に3年やらせていただいております。半世紀に1回、

50年に1回ぐらいの合併の仕事でございます。ですから、私県の中で一番幸せな仕事をさせてもらってるんだと、これはやっぱり全精力を注いでやらにゃいかん仕事じゃないかなと、半世紀に1回しかめぐり合えないような仕事に携わらせていただいております。ですから、是非今回の仕事が合併になるならんという結果の話ではなくて、地方を変えていこうという、そういう気持ちで今仕事をさせていただいております。

協議会の役割でございますけども、これはこれから3町が一つの地域として将来に向けて合併をして、この地域をどうするかという、それを考えていくという協議でございますので、非常に大事な会合、それから将来を形づけていける、そういう協議になってくるんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、一番大切なことは、後でまた別な話をさせていただきたいと思っておりますけども、この協議会、今日後ろの方にもかなりの皆さんにお越しいただいておりますけども、合併の協議の過程が全部外に出て、それを皆さんが理解して、これならいんじゃないかというふうな納得をいただけるようにオープンにしていく必要があるんじゃないかなというのが、まず一つあります。

ですから、ここで議論していることの情報、それからここで議論する将来のビジョン、構想、この地域のビジョンをやはりほかの人もみんな共有して、これなら将来孫子の代までやっていけるんじゃないかという理解があって、初めてこの協議会の使命が果たされるんじゃないかなというふうに思っておりますので、この協議そのものは非常に重要な協議じゃないかなというふうに思っております。

後で話をさせていただきますが、今県内、今日の資料の一番最初にありますように、今86市町村あるんですが、73の市と町村で話が合併の協議がされております。これは、全部合併にゴールインするかどうかというのは別にして、これから先の地域を考えようということで、協議会を作って協議が始まっております。残っておところは、白いところが13ありますけども、ここも何もやってないかという、やはり将来どうするかという非常に重要な協議は日々重ねているところじゃないかなというふうに思っております。

今日は、この出席者、法定協の委員の皆さんのメンバー見まして、会長、副会長さんの町長さん、それから議会の議長さん、副議長さん、それから議員の皆さんに、私いろいろな場面でいろんな話をさせていただきましたので、今日はそのほかの人のそのほかの委員の皆さんに私の思いを話をさせていただいて、それでこれから合併協議の参考にしていた

できればなというふうに思っております。

私も、この仕事に情熱を持って、思いを持ってやっておりますので、そのあたりの思いを皆さんに聞いていただいて、これからの合併協議の参考にしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

一番最初に、全く関係ない話なんですけども、ノーベル賞をいただいた田中さんが週刊誌に出ておった情報なんですけども、自分は全く常識にはまらない人間だというふうに本人がおっしゃっておりました。記者が田中さんに、常識にはまらないというんだったら、常識の反対は何ですかって聞いたら、我々今まで習ってきたことからすると非常識なんですけども、常識の反対は何ですかって聞いたら、やっぱり独創性だというふうに彼一流の考え方なんでしょうけども、どういうことかといいますと、常識にとらわれていたら新しいものが生まれてこないということは、逆に新しいものを生み出そうとすれば常識にとらわれていたら生まれてこないということじゃないかなというふうに理解したんですけども、私たちが今こうして集まって合併の協議をするということは、新しいものを作っていくとしてるわけなんです。今まで3つの町、3つの地域に分かれていろいろなことをやってきたものを1つの地域として1つの町としてやっぱりこれから先の15年先、20年先を考えたら、新しいものを作っていくということで協議は始まっているわけなんです。

ですから、一番最初に私が申し上げたいのは、そういう発想を変える必要があるんじゃないかなということをございます。今日、この協議を始める、それからこれから協議を続けていくのに4つほど皆さんに提案をさせていただきたいと思うんです。

1つは、町長さんと議会除いての話ですから申しわけないんですが、行政はやっぱり理解する、役場が行政の一つの象徴なんですけども、行政を理解していただくというのがまず1つです。理解するだけではなくて、次に関心から疑問を持っていただきたいと、疑問だらけに気がつきますので、それでやっぱりこれは我々も参加せにゃいかんと、ですから関心を持っていただいて疑問を抱いたら、やっぱりこれは我々も参加して行政を作っていくかいかんという、いわゆる行政を理解していただくというのがまず1つです。

それから2つ目は、皆さんに利害調整をしていただきたいというふうに思っております。これは、後で詳しく説明をさせていただきますが、利益調整じゃなくて利害調整です。いいことばかりを分けるんじゃないじゃなくて、悪いこともあるんです。利と害があって、利害調整をやる必要があるんじゃないかなと、これが2つ目です。

それから3つ目は、やっぱり長期的な視点を持って、この協議をする必要があると、今やってることというのは自分たちが今住んでる、その生活をどうするかということ以上に、将来の子どもや孫の代に行政サービスをどう提供していけるかという長期的な視点を持つというのが3つ目です。

4つ目は、初心忘るべからずというんですか、やっぱりこの協議を始めるという目的意識を失わないで続けていっていただきたいと、大局観を持っていかないと役場の位置、今日役場の位置が提案されてます、協議が、あるいは名前の問題、いろんなことでつまづいてしまいます。ですから目的意識、こうして協議をするのは何のためにするかというのをやっぱり最後まで持ち続けたいと。この4つを持っていかないと合併協議というのはどっかで必ずほころびてつぶれてしまうというのをこの3年間の間にいろいろ経験してまいりました。その話も後でやりたいと思いますけども、この4つをちょっと話をさしていただきたいなと思います。

まず、最初の行政の理解ということなんですが、今年の春、4月1日から高田郡の甲田町と向原町でごみの山が役場の隣に積まれ始めました。今までは、町民の皆さんは指定の場所にごみを出しておけば、町の方で持って帰ってどっかで処分してもらえらるだろうと思って、いつも出しておったんですが、今年の4月、この2つの町では持って帰らずに役場の隣を置き場所にして積まれ始めたんですね。そのときになって、初めてこれはどうしたんだろうかという話で疑問に思って、ごみというのはどういう処理がされてるんかと。これ実は高田郡の6町と山県郡の千代田、豊平、大朝という3つの町でごみを共同で処理しておって、その中の組合を作ってるんですが、そこへ2つの甲田と向原は入ってなかったと。だから、今年からもうごみは受け入れられませんので、自分とこで処理してくださいということでたまったんですけども、これは一つの例であって、なかなか今まで役場に対して皆さんの何をしているかというのがわからなかった部分があるんじゃないかなというように思ってます。

ですから、まず役場とは何か、今ある行政としての役場は何をしているのかということから話を始めていく必要があるんじゃないかなと。そうしないと、今なぜ合併なのかというのが理解できないんですね。役場というのは、住民登録、住民票の発行、あるいは戸籍の手続、そういう手続をするところではないというのをまず理解していただきたいんです。その手続というのは、役場があってもなくてもこれからは非常に便利になってできるようになります。郵便局でもできるようになりますし、あるいはもう少しすればいながら

にしてIT、いわゆる情報網が発達してくると役場に行かなくてもそんなことはできる時代が来るのではないかなというふうに思ってますんで、それは役場の仕事じゃないと、じゃ、役場は何をやるどころかということになるんですけども、消防だとか今言ったごみの問題だとかあるいは介護の問題、それから福祉の問題、それから国民健康保険の問題、いろいろなことをやってるんですけども、これが一つの町ではなかなかやってけなくなるとい実態をまず知っていただきたいと思うんです。

今のままいけば、必ず行き詰まります。そうすると、自分の子どもや孫の代になったらもうどうしようもなくなるというのをまず知っていただきたいと思うんです。そっから始まってくるのではないかなと、今の合併の協議が。何で合併が必要かというのは、何遍聞いてもそのところが理解できないと役場がなくなったら不便になるとか、周辺になったら寂れるとか、伝統文化が失われるとか、あるいはきめ細かなサービスができなくなると、すぐそういう話になってしまうんですね。本当にそうなるんだろうかというのをじっくり考えていただきたいなというふうに私は思っておるんです。そうしないと、なかなかそのとこの堂々めぐりで、不便になるとか中心部ばかり栄えて役場があるところだけが栄えてほかところが寂れるとか、そうじゃないんだというのを皆さんに気がついていただきたいと思うんですけども、そっからまず理解していただきたいというのがあります。

今3, 200の町村があるんですけども、47の都道府県と、これが維持されるために年間20兆円金がかかっております。消費税が、今5%なんですけども、消費税の税収が大体10兆円から12兆円ぐらいですから、10兆円強です。ですから、消費税全体の倍ぐらいを使って今市町村を維持しております。ところが、この20兆円という数字がばかどかいんでわからないんですが、これが足りなくなったんで、今もう国の方が借金して、そのうち7兆円ぐらいは借金して配ってるというのが実情です。

どこへ行っても、この話するんですが、皆さんの子どもさんが東京へ大学へ入って仕送りを毎月20万円するのに、13万円しか収入がなかったら親が借金するか、あるいはおじいさん、おばあさんに、あるいは親戚に、あるいは田を畑を処分して、僕らの時代そういうのが随分前ですからよくあったんですけども、何とかやりくりして4年間、親御さんは頑張ると思うんです。それと同じことを、今国がやってるんです。私の親もそうだったし、皆さん方の子どもさんが東京行ったときに頑張れるのは4年間、1年遅れて5年間というのはあるかもわからないんですが、4年間何とか歯を食いしばってでも頑張ったら、卒業して何とか1人前になってくれるだろうというのがあるんですけども、地方の市町村を毎年

20兆円送ってるのに、7兆円ぐらい借りてるのは、これは先がないんです。いつまでたっても、今の状況だったらずっと続くんです。しかも、その借金が年収の3倍までもう膨らんでるんです。

ですから、皆さんが20万円ずつ送って13万円しか収入がない、借金は自分の年収が800万円だったらその3倍の2,400万円ぐらい、もうそのために借金ができたというふうに考えていただいたらようわかるんですが、そうなったらもう大変な状況になると思うんです。それが今の国の状況になってるんです。

だから、合併かという、そうでもないんですけども、そんな状況になってるから抜本的にいろいろ考えにやいかんという時代になってるということなんです。これを知っていただかないと、なかなか合併の理解はできないというのがまず1つです。

ですから、そういうシステムになっておりながら、今盛んにいろんなこと言われておるんですけども、なぜここまでこうして皆さんの方が関心を持たずにやってこれたかという、今言ったように国が何とか財源措置をしてやってくれてたんですよね。だから、自分がそれを負担するということになったら大変だと思うんですけども、そうでなかったからできたのではないかなというふうに思っておるんですけども、そこらあたりの仕組みをわかっていたら、それで役場がその仕組みに乗っかって何をしてるかというのが一つづつご理解いただいたら、町長さんおられて議会の皆さんおられて、ちょっと怒られるかもわかりませんが、皆さんの常識で考えたらこりやおかしいんじゃないかという、よく常識、非常識の話が出るんですけども、何でこんなことをするんだろうかというようなことが結構出てくると思うんです。それが疑問になってあらわれて、それを変えにやいかんということで任しては、全部は任しておられんから我々も参加さしてもらいたいということになりますんで、そのところを是非この協議会を通じてご理解いただきたいと思います。

それから、2つ目の話なんです、利害調整をしましょうというふうに言ったんですが、これはどういうことかといいますと、意識を変えるということなんです。発想を変えるという、さっきのノーベル賞もらった田中さんの発想じゃないんですが、こないだ東広島市で全国のシンポジウムがあって、2人の町長さんの例が出されたんです。3つの町で合併するのに、もうこれ合併したところなんです、3つのうち2つの町にはいわゆる今はやりの温泉施設があったんです。自分のところはないから、どうするかと、いや、こりゃ合併して3つの町が一緒になるんだから、2つの町にあるんだったらうちはいいよという

ふうに判断した町長さんと、もう一つはやっぱり3つの町が合併をして、こちらは2つの町にいわゆる運動公園というんですか、スポーツ公園、2つの町に作ったから、こりゃやっぱりうちの町も合併までに作らにゃいかんと、合併までか合併後か別にして、やっぱり2つの町にあるんだからうちも作るという、それで作って、これでうちの町民の皆さんにも安心してもらえるというふうに胸を張った町長さんと、2つの例を出してどちらがやっぱり今正しい判断なのかというのが出されました。

その場では、やっぱり作らんかった方が常識があったんかなと、シンポジウムに来た人がそういうふうな話をされてましたけども。それからもう一つは発想を変えるということで、ミカン2つあって、今日持ってきてないんですが、2つのミカンを3人で分けるのにどうして分けますかと、皆さんぱっと頭で思い浮かべてください。多分大半の人は、むいから数を数えて、ミカンは2つしかないんですから、むいから数を数えて3つで3等分しましょうと、そういうふうに思いますよね。それで、もう一步進んで、これはジュースにして3等分しましょうという発想になるんじゃないかなと思うんです。今までの発想はそうなんです。

ところが、2つのミカンを3人で分けるのにどうするかというと、50通り考えなさいという人がおったんですが、ケーキを焼いて3人で分けて食べるとか、あるいはミカンの種をまいて10年後に3人で分けて食べましょうとか、あるいは3人で協議してこりゃ自分たちはいいから、おなかがすいた人にあげた方がええんじゃないかというような発想、それから2つのミカンで3人で観賞しながら絵をかいて残そうじゃないかというような発想、こういう分け方、発想がこれから先必要になってくるんです。

なぜかというのは、後で話しますが、こういう発想がないと甲山と世羅と世羅西町が合併するのに、自分の町に何が今回の合併でやってもらえるのか、自分の町には何がメリットがあるかというような発想になってしまうんです。自分の町意識が乗り越えられないと、今回は合併がなかなか前にいいぐあいに進まないんです。これは、これまでの50年間、3,200、昭和の大合併でできたんですけども、3,200の町村が全部そうだったんです。隣の町の町長があれ作ったからうちも作らにゃいかん、こっちの町の町長がこういうことをしたからうちも作らにゃいかんと、しょうがないです。作らんかったら、次の選挙のとき町長さんが落ちるとというのが目に見えてますから、だから最初に言ったように、うちは温泉はほかなところがあるからいいですよと言ってやっとなら、次の選挙のときに落ちてしまうという、そういう構図があったからなかなか難しかったんですけど

も、これは皆さんの頭の中も変えていただきたいんですが、日本全体がそうなんですよ。今までは、経済成長があって人口増加があって、いわゆる拡大の方向、どんどんどんどんいろんな物が生まれて価値が生まれてきましたから、それを分け取りができる時代だったんです。

ところが、これからはそういうわけにいかなくなってるんです。予算見ても新聞見ても、いろいろな地方の事業がどんどんどんどん少なくなっていくという時代になってます。そうすると、どういうことが起こってくるかという、今まではあそこがやったからうちもとか、ここが作ったからうちもとかというんじゃなくて、できるできないという選択が必要になってくるわけなんです。

言葉をかえて言えば、できないことということのをこれはできませんよという決定をせにゃいかんなんです、町長さんなり議会が。保育所1つ、あるいは小学校1つ、今までは統廃合してなくそうというのは物すごく難しかったんです。そりゃなくせばいいというもんじゃないんですけども、そういう選択を迫られる時代が必ず来ますし、これからもう既に入ってるんじゃないかと思うんです。

今世羅郡3町で、子供さんが平成11年に生まれた数が130人です。1年に、3町で130人生まれています。小学校が何校あるかという、13校あるんです。そうすると、単純に割り算したら、1校に10人ずつ入ってます。僕は、これで統廃合が必要だという気は全くないんですけども、これは今までと違う、僕は団塊の世代ですから、当時はこれの10倍ぐらい生まれていたんじゃないかと思うんですよね、世羅郡3町で。そうすると、10倍生まれたときの体制がずっと続いて、今50年たっているんです。今54歳なんですけども、もう絶対に変えにゃいかん時代なんですよ。

そうすると選択、これはちょっとできんんじゃないかと、これはこういうふうにせにゃいかんんじゃないかということで、選択の時代に入ってくるわけなんです。そのときに、何が必要かと、いや、議員さんがおるから、それは住民の代表の議員さんに決めてもらえんんじゃないかというふうに、今までの間接民主主義の時代でずっと続いてきてますから、代表の皆さんですからできるんですけども、ところが悪いこと、いわゆる利害調整と言うたんですが、害じゃないんですけども、利の方の分ける部分は取り合いですからできるんですけど、そうじゃない、反対にこれは我慢せにゃいかんとか、これはできんんじゃないかという選択をするときに、議員さんが地域の代表ですから、うちはええよと言うたら、次の選挙にまたこれ落ちるんです。そうでないといっって言われるかもわかりません

が、そこまで決めつけたら怒られるかもわかりませんが、そこがなかなかできなかったから、これから利害調整とかそういうものについては、皆さんに参加していただきたいんです。

最後、とどのつまりは、最初に言いましたように、いろいろ知っていただいて疑問を持っていただいて参加してもらおうというふうに言ったんですが、最後はそれしかないんです。地域の皆さんに参加してもらおう方法、それを考えにやしようがないかなというふうに思っております。ですから、それをこの協議会ででも同じようにやっていただきたいというのが2つ目のお願いです、必ずもめますから。

最後の何と申しますか、判定をする目安というのは、今回は自主合併というふうに言われております。これ後で話しますが、自主合併で合併の主役はあなたですって、町民の皆さんですって言って歩きました、僕も。それは、どういうことかということ、合併の主役が町民の皆さんだったら、合併の利益、メリットというのは町民にあるかどうかなんです。議員さんにあるんでもなくて、町にあるんでもなくて、行政にあるんでもなくて、合併のメリットが町民の皆さんにあるかどうか、これをやっぱり判断基準にして物を考えていただきたいというふうに思っております。

そうでないと、名前の問題、役場の問題、議員の定数の問題、これからもめることいっぱいありますけども、それが全部思い思いに語られてにっちもさっちもいなくなっていくというふうに思いますんで、私は24人の一般の委員の皆さんにそれを期待して、今日は話をさしていただきたいということで来たわけなんですけども、それを是非やっていただきたいなというふうに思っております。これが2つ目です。

3つ目は長期的な視点を持って議論していただきたいというふうに言ったんですけども、今回の合併というのは昭和の大合併あるいは明治の大合併と違うのは、自主合併というふうに言われてます。自分たちでこれから先の行政を作っていこうということなんです。明治の大合併は何をしたかというたら、戸籍を管理する、小学校を運営する、そのためには人口が大体300戸から500戸ぐらいの戸数の人口があれば、1つの町でできるから、そういう町をどんどん作っていきましょうということをやったんです。

昭和の大合併になると、今度は8,000人の町を作らしようということ、強制的に作ったんですが、これはどうしてかということ、当時始まった中学校の管理運営とそれから国民健康保険というのがスタートしたと思うんですけども、これを維持していくのにどのぐらいの規模が要るかというたら、やっぱり8,000人ぐらい以上ないとだめだとい

うことで、8,000人ぐらいの町を無理やりどんだん作っていったんです。

今回僕たち、知事もそうなんですけども、広島県としてこれだけ力を入れてやっていこうというのは、これまでの合併とは違って、今やってることは先行投資で、将来の行政サービスが維持していけるためには何をすればいいかということで、考えて取り組んでおります。そのほんの一つの手段として、合併が出てきているということなんです。

皆さん、宅配便とコンビニエンスストアというのがどこにも、いろんなところへ出ております。私、島根県の一番西の六日市町というところ、6,000人の町に住んでおるんですが、やっぱりそこにもそういう店が出てきております。コンビニにはどこに行ってもあるし、宅配便はいつも配達しているのを見ます。しょっちゅう物を行ったり来たりするのを皆さん接すると思うんですけど、これ二十数年前、全くそんなことはなかったんです。宅配便ができるときに、郵便局というか、郵政省と物すごくけんかをしてるんです。郵便局は、今でも2万5,000ぐらい全国にあります。かなり変わってるんですが、当時は2万5,000のうち郵便局を持ってるんだから、郵政省が言う。宅配便はヤマト運輸が始めたんですけど、あんたんところはそんな拠点もないし施設も何もないのに、すぐつぶれてしまうんじゃないかというふうに言ったんですけど、郵便局は発想が違うんです、両方とも。

郵便局の場合は、局まで持ってきたら送ってあげますよと、いつ着くんですかと言うたら、それは着くときに着きますよという、いつ着くかわからんという話だったんですけども、宅配を始めたヤマト運輸の方はどういって言ったかという、うちは持ってきてもらわん、荷物があればとりに行きますと、明日着けますと、翌日には配達しますという、そのキャッチフレーズで始めたんです。それは、紆余曲折があつていろいろな大変なこともあつたというふうに聞いてますけども、発想がもう全く違うんです。持ってきたら送ってあげましょうということと、荷物があつたらとりに行って送る、ここの発想が全く違うんです。将来的に考えたら、勝負がもうきちっとそこでもう決まってしまうんです。

ですから、今何億という個数で宅配便があるんですが、郵便局も最近は変わってきて、ふるさと小包便だとかいろいろな店とタイアップして便利なようになってますので、これも相乗効果で変わってきたんじゃないかなというふうに思うんですけど、僕は何が言いたいかというと、今こうだからとかあるいは昔こうだったからという発想で今回の問題を考えてほしくないということなんです。昔郡役所があつたから、やっぱりこれは中心じゃないかとか、今こういう制度になつとるんだから、やっぱりこうせにゃいかんのじゃないか

という発想をここで捨てにやいかんのじゃないかなというふうに思っております。

これも蛇足になるんですが、構造改革を今小泉さんでなくてもだれが総理大臣になっても、構造改革はやるんじゃないかなというふうに私は思っただけですが、あの構造改革をどんどんどんどんしようとする、だんだん株価が下がって景気が悪くなると、あれは小泉さんがやっとなる構造改革のせいだという人たくさんおるんですけども、景気をよくしたり悪くするのは、これは景気対策なんです。構造改革というのは、景気対策じゃないから、構造改革をやったから景気がよくなったり悪くなったりするのは、そりゃ将来的に長期的に見たらなるかもわかりませんが、今すぐそういうことはないんじゃないかなというふうに思っただけです。

だから、今回補正予算を5兆円、国は組むというふうに言ったら、非常に少ない、効果がないんじゃないかという議論が出ておりますし、30兆円の国債を約束を破って突破したから、小泉さんは構造改革をやめたんじゃないかとか、あるいは金融機関の不良債権の処理を構造改革といいながらなかなかやらんとかという言ってますけども、補正予算にしても30兆円の枠にしても、金融機関の不良債権の話にしたって、これは景気対策であって構造改革じゃないんです、本来。構造改革というのは、将来の日本の20年、30年後に持続できるような体制を作っていこうということですから、今すぐ経済がどうのこうのということにはならんんじゃないかなと。

だから、私は個人的には景気対策は景気対策としてある程度やりながら、構造改革はやぱりきちっと進めるべきじゃないかなと、理想論としては思っただけです。現実には、なかなかいろんな話があってできないようですけども、そういうことで今回の長期的視点をもって、この合併協議を進めていこうというのは、そのところを履き違えないように、たちまち3町のうち役場が1つになったら、うちは不便になる、うちは周辺部になる、あるいは伝統文化が失われる、きめ細かいサービスが役場が遠くなることによってなくなるということと、今回合併をして市町村の体制を整備して将来に通用していくような行政を作っていこうという、これとは違うんだという発想を持っていただきたいと思うんです。

役場というのは、最初に言いましたように手続をするところじゃないんです。私たちの生活を、そして安全を安心を福祉を守ってくれるところなんです。セーフティーネットというふうに言われておりますけども、そのためにどういうふうな体制にしていけばいいかというのが、大きな意味での構造改革、システム改革じゃないかなというふうに思っておりますので、そのところをやっぱり現実の議論と大きな大局観持ってやるということが

必要になってくるんじゃないかなと。

4つ目、最後の目的意識を持って、あるいは大局観を持ってこの協議を進めていただきたいということは、そこなんです。

今日のレジュメにも、いい合併を目指してというふうに最後に書いてあるんですが、いい合併というのは何なのかと、悪い合併というのはあるんかというふうに思われるかもわからんですが、いい合併というのは各町へ予算をいっぱいにとっていいものを作るとか、あれもやりこれもやりとか、バラ色の建設計画ができていっぱい物ができるということではないんです。いい合併というのは、一つは本当に今回言われている自主合併かどうかというのが、まず1つなんです。

僕もそうですし、国の方も言ってますし、いろいろな人が自主合併、自主合併と言って、自主合併というのはそりゃ最後の最後の合併を決めるのは町議会の議決なんです。だから、町議会が決定権限持ってるから、自主合併ですよというふうに言う人がおるんですが、僕はそんなんじゃないんじゃないかなと。自主合併というのは国とか県に強制されたりあるいは押しつけられたり、リードされたりする合併じゃなくて、追い込まれての合併じゃなくて、自分たちで本当にこれは必要だというふうに思われたら初めて自主合併になるんじゃないかなというふうに思ってます。それは、この協議会の中で、皆さんが本当にこの合併はやっぱり必要なんだということを理解していただかないと、だれが何と云ってもやっぱり国が言うから、あるいは県がやんやん言うから合併せんとしょうがないんじゃないかというふうに思ってしまうんです。

だから、いい合併というのは簡単に言うたら、皆さんが合併を理解するかどうかという自主合併、そうでないと言われたとおりにやった合併ですよということになります。そのところを是非、今日は僕は一般の参加の皆さんの方へ向けて話をするつもりなんですけど、そこを理解していただきたいというふうに思ってます。

それからもう一つ、2つ目がいい合併の、やっぱり合併によってその地域が変わる、そういう希望、期待が持てるかどうかということだと思っんです。どういうことかという、やっぱり今までは世羅は世羅町、甲山は甲山町、ほとんど引っついとってやっぱりそれぞれの町のために何とかしようという、世羅西は世羅西町のためということでやってきたんですけども、これはこの地域一体をどうやって振興させていくかと、この地域全体の行政サービスをどうよくしていくかということを考えられるかどうかという、地域全体のことを考える視点がこの協議会の中で生まれてくるかどうかなんです。役場の場所をど

こにするかというんで、5回も10回も議論してたら、そういう発想は全く出てきませんので、だからやっぱりそれも一つ大事なことだとは思いますが、少なくとも地域全体を考えてどれが一番いいのかというのは考えていただきたいと思います。要するに地域の協働、協同組合の協に働くという、協働というふうに私は思っただけですが、地域協働の意識を持って協議をしていけるかどうかということです。

それから3つ目は、これはちょっと難しい話になるんですけども、この3年、もう3年目になるんですけど、私がこの仕事を始めて江能4町で一番最初にどンドンどンドン進んでいったところが名前がたつとひっくり返って調子が悪くなってるんです。それで、この合併の取り組みを通じて、つくづく感じるのは、やっぱり合併というのは非常に難しい事業だというふうに、もちろん3町が合併するときに協議をするのは、ここで協議していただくのに、1,000近くの事業を協議せにゃいかんわけですから、どうするかというのを。

そういう難しさもあるんですけども、私が今日話しました理解ができない部分があるんです。発想転換ができない部分、この協議会で建設計画を最後の方でどうするかということになると、うちはこういう施設、うちはこういう施設、うちはこの道路ということで、もう必ずそういう形で自分の町のことが出てくる部分、これはしょうがないと思うんですけども、そここのところが乗り越えられない部分があるんですけども、もう一つ難しいのは、3つの役場があって3つの町が1つになったら、1つの行政になるんです。そうすると、10万とか15万の市というのは、非常に行政が効率的にできてるんです。だから、行政は大きくなればなるほどいいという、効率的でより高いサービスができるようになると思うんです。

大崎上島が、3町でこないだ合併調印したんです。ここは人口、3つの町で1万人なんです。面積は43平方キロしかないんです。43平方キロというたら、物すごく狭いんです。そこへ今まで3つ役場があったんです。だれが考えたって、もう何十年も前から1つの町でええじゃないかという議論しながらできなかったんですが、だれが考えてもそれは1つでやった方がいいと、そうすると行政というのはある程度地理的な条件とかいろいろありますけども、大きければ大きいほど効率的にできる部分があるんです。効率的にできるということは、より高いよりいいサービスができるということなんです、国全体とか、地方全体で考えれば。

ところが、地方自治体というふうに言ってるんです、市町村のことを。自治体というの

は、自分で治めるということですから、自治なんです、自立しておる。ところが、自立して自治をしようとすれば、小さければ小さいほどいいというのが出てくるんです。ですから、行政を大きくすればするほど自治は小さくした方がいいという、このところのちょっと難しい話になるかもわからないですが、いわゆる行政を合併とかそういうことによって体制を整備していきながら、自治は小さい方がいいという逆の命題が出てきて、これをどうするかというのが出ておるんです。

これを方向を出すために、おとどしから県はこの合併の仕事とあわせてもう一つの役場というんですか、もう一つの自治体を作っていこうじゃないかと、小学校区だとかそういうことで自治体を、やっぱり自分たちの地域を自分たちで治めていく、そういうコミュニティーというんですか、そういうものを今回作っていくことが必要ではないかなというふうに思ってます。

これ地域内分権というふうに言ってる。地方分権というのは、国と地方の話であるんですが、地域内分権ということで行政をそういうふうな効率的によくしていくと同時に、地域のことを自分たちで治めていく、そういうシステムを作ろうと、現にいろいろな形で出てきておるんです。

高田郡6町で、今3万四、五千人の市を作ろうということで、これは16年3月には高田市になるか安芸高田市になるか別にして、1つの市ができるんですが、これは6町が集まってやるんですが、1つの市になったときに各6町はそれぞれ独立してということじゃなくて、自分たちの地域を自分たちで治められるような、そういうコミュニティーを作っておきたいというのがあります。そういう動きが出ております。

神石の方に1つの村を作って、200人ぐらいの集落で、小学校廃校になったところに村を作って、独立してその地域は自分たちで守っていこうじゃないかという運動ができておるんですが、そういう役場が行政として役目を果たしていただいて、行政サービスが低下せずにやっていただけるんだったら、我々は我々の役目を果たせるような地域を作りたいというのが、今出てきております。

そういうふうに、活動して頑張ってる方は、役場はどこにあってもいいから自分たちの言ってる、あるいはやってもらいたいことをやってくればいいというふうに言って頑張っておるんですけども、ですから今合併の取り組みが始まって、いろいろな意味で壁にぶち当たっておるんですけども、今申し上げましたように本当に自分たちで理解して自主合併に、いい合併をするために自主合併という意識を持てるかということと、合併によって

その地域全体を考えて、それで変えていこうという、そういう意識が出てくるかということと、本当の意味での自治というのをもう一回考えてみる一つのきっかけにさせていただきたいというのが、この3つがいい合併という意味での協議会でのこれから協議の方向じゃないかなというふうに思っております。

最後なんですけども、今県内でいろいろな形で合併の議論も出ておりますし、住民の皆さんからの住民投票の話あるいは住民の直接請求の話、リコール、あらゆるもんが出てきております。私は、こういうことがあるから合併というのは大変な作業を伴うものだと思いますけども、今、今日申し上げましたように、本当に行政に対してこれだけ町民の皆さん、市民の皆さんが関心を持ってどうするかということ考えたことは今までなかったんじゃないかなというふうに思っております。

ですから、今出てきた課題もたくさんあるんですけども、それを乗り越えて協議が整っていくためには、やっぱり私たちの頭の中を一回変えてみると、なかなか新しい発想が出てこないんじゃないかなと、最初に田中さんの話出したんですが、今の常識にとらわれてたら、ほんまに変えない方がいい、このまま変えなくて済むんであれば、私はそれもいいと思うんですが、もう絶対に変えなくてこのままいくということはできないというふうに思っております。構造改革の一環として出てきておる話ですから、合併ということじゃなくて、地方行政のシステムそのものが絶対に変えていかないと、避けられない課題だというふうに思ってますんで、その中で一番いい選択をしてどういうふうな協議をするかが大事なことだと思っております。合併すること自体を目的、目標にされている話をいろいろなところで聞くんですけども、私は合併したらそれでいいんだというふうに思っていないんです。今、今日申し上げましたようなことが本当に理解されて、本当に地方、自分たちの町とか自分たちの地域を変えようという意識が出てこない、合併したら役場が統合されただけで、それこそ役場が近くになくなったから手続が不便になったとか、そんな話だけになってしまうんじゃないかなというふうに思ってますんで、今3つの役場があって3つの行政があって、それではばらばらに行政をやってるより、今よりよくなるという、地域全体考えたら絶対によくなるという、そういう思いを持ってこの合併の協議会を進めていただきたいなというふうにお願いして、時間になりましたので取りとめのない話だったんですが、終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。（拍手）

○山口事務局長 大変ありがとうございました。

せっかくの機会ですので、5分程度皆さんからのご質問があれば、お受けしたいと思

ます。ございますでしょうか。

○井口委員 今回の講演に直接関係がなくてもよろしいですか。

○山口事務局長 できれば、講演内容に沿ったことでお願いをしたいんですが、どうぞ。

○井口委員 ちょっと失礼します。

合併が、協議会が始まったばかりでございますし、合併検討報告書の中に3町の資産内容等が明記されていないわけで、特に町の債務負担行為、これが幾らあるのかということも一つ知っておきたいと思いますし、それから国営事業の未償還金額とか、この計画です、それともう一点、町におきましてはバランスシートは作っておられるのかどうか、この今回の合併も経済が破綻してからの合併というふうに私どもは認識しておりますし、年収の3倍の借金ということを今講演で聞きましたし、普通年収の倍の借金したら個人はもう倒産なんです。

それともう一点、町には基金とかあるいは資産とか、そういうものが幾らあるのかという、資産内容が全く明記されておりませんし、以上4点、お願いしたいと思います。また、これは次回のも結構でございます。

○石原総室長 今の話なんですけども、財産とか債務とか、これをどうするかという話は、今回の3町が合体して財政を組んでいくようになりますので、その中で議論されると思うんですが、私は全く違う発想で物を考えてひとついただきたいのは、借金の多いところと全く借金のないところと合併したら、借金のないところの住民の皆さんの負担が増えるかというたら、そうならないのが現状なんです、今の町村は。会社経営からしたら全く考えられないような、民間の感覚からしたら考えられないようなことがあるんです。

それで、今債務負担の話もバランスシートの話も基金の話も出たんですが、貯金の多いところが今まで税金が安かったかというのと、そうでもない。債務負担行為で借金をたくさん重ねているところが税金が高いかというのと、そうでもない部分があるんです。これ今までのさっきの話で、ちょっと漏れたかもわかんないんですが、要するに地方歳出と今盛んに議論されてるのは、今日も財務省の大臣が塩川大臣が言ってましたけど、地方の場合は自分たちが使ってる金、歳出に対して町民の皆さんの負担がリンクしてないというのがあるんです。

さっきも言いましたように、この3町で150億円使っております、1年に。ところが、税金がたしか十数億円だと思えます。そうすると、10倍のほぼ予算を組んで歳出を組んでるわけです。交付税が70億円ぐらいあるんですか、そうすると今言われたこと

は僕は非常に大事な視点だと思うんですけども、じゃ財産多いところと借金の多いところが合併するときはどうするかという話は、そりゃもちろん中でせにゃいかんと思うんですけども、合併した後、負担が上下いろいろするんであれば、そりゃ調整せにゃいかんと思います。

例えば、こないだ合併調印しました呉と下蒲刈町、これは両方とも下水はほぼできておるんですけども、呉市の方の下水の負担金、下水道の料金よりも下蒲刈町が2倍なんです。合併してどうするかという議論が出てきました。これは、最終的には下蒲刈町の料金を今回の呉の料金に合わそうということで下げたんですけども、そういうふうに出るのと負担が連動した部分をどうするかというのは出てくると思うんですが、なかなか今の債権あるいは債務と町が合併したときの町民の皆さんの負担が、税とかそういうものが変わってこない部分というのは、なかなか議論になじまない部分もありますので、そこらあたりもちょっと一つの視点として議論していただきたいなというふうに思ってます。

もちろんこれまで基金がたくさんたまってる場所があるんです、町村によったら。貯金です。貯金をいっぱい持ってる場所と、丸きり使い果たした場所があるんですけども、僕は貯金を持ってる場所の方は、それだけ自分たちの自主財源、税収が多くて、それでそれをこつこつこつこつためてきた普通の家計の貯金とは全く違うんじゃないかなというふうに思っておるんですが、ただそれは貯金がたくさん残ってる場所というのは、今まで事業をしてこなかった部分もありますので、その地域の合併する前の町の地域の振興を基金としてある程度その地域で使えるような、基金にしていくというのも一つの方法じゃないかなというふうに思ってますけども、それも全部新しい町に供出というんですか、全部出さして、もう一切考慮しませんよと言うと、今度は逆にこりゃ合併する前に基金使い切ってしまうと損じゃという発想が必ず出てくるんです。だから、そういうことがないように、有効に使うためにはどうするかというふうな一つの視点をちょっと変えてみていただいたらどうかなというふうに思ってます。

今出された質問というのが、一番的を射ておりながら一番答えにくい行政の担当者として問題なもんですから、そこをちょっと考え方に違いが出てくるんだということだけを頭の片隅に置いて議論していただきたいなというふうに思ってます。具体的にはいろいろな町の皆さんと協議していただいたらと思うんですけども。

○山口事務局長 先ほどのお示しをいただきたいというふうなことのご意見もございましたが、これにつきましては合併協定項目の財産及び債務の取り扱いのときに、今石原

総室長も言われましたようにご提案を申し上げ、この場で協議をしていただければというふうに思っております。

以上です。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山口事務局長 ないようでしたら、ここで講演を終わりたいと思います。

本日、石原総室長の方からご示唆いただきましたことをこれからの世羅郡三町合併協議会に生かしていきたいと思っております。

最後に、石原総室長に感謝の意を込めて拍手でお礼にかえさせていただきたいと思っております。いま一度、皆さん拍手をお願いします。大変ありがとうございました。（拍手）

これより議事に入るわけですが、お忙しい中ご出席をいただきました監査委員の皆様は、恐れ入りますがここでご退席をお願いを申し上げます。大変本日はありがとうございました。

ここで10分間の休憩に入りたいと思っております。

再開は2時50分とさせていただきます。

午後 2時40分休憩

午後 2時50分再開

○山口事務局長 再開します。

議事に入りますが、規約第11条第2項により会長が会議の議長となるとなっておりますので、以後の進行につきましては会長と交代いたします。

○上本会長 それでは、規約の定めによりまして、これより会長が議長となって議事を進めさせていただきます。

議事1の会議録署名委員の選任について、世羅郡三町合併協議会会議運営規程第8条の会議録署名委員の選任を行いたいと思っております。

会議録署名委員の指名は、まことに僭越でございますが、順番で各町から1名、その都度選任さしていただくということで、本日第2回協議会の会議録署名委員には、3町の副議長さんをお願いしたいと思います。甲山町黒木委員、世羅町藤井委員、世羅西町井上委員の3名の方を指名させていただきます。よろしくお願いたします。

続いて、議事2の協議事項に移ります。

協議第8号の合併の方式については、第1回協議会でご提案しておりますので、直ちに

協議に入ります。このことについて、委員の皆さんからご意見がございましたらご発言ください。合併の方式ということについて、第1回のご提案申し上げておと思いますが、このことについてご意見、発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、このことについてご意見がないようでございますので、合併の方式についてはご提案を申し上げた内容でご承認いただくということを確認させていただいてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ありがとうございます。

それでは、合併方式については提案の方式でいくということさせていただきます。

○岡田委員 済いません。方式については、別に異議はないんですが、この中の言葉の中に世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃止しとありますが、この及びという言葉がちょっと私引っかけかかって、甲山町、世羅町と同じもとれますが、読み方によってはつけ足しのようにもとれます。及びという字をちょっと調べてみましたら、追いつくとか続くとかということなんで、どういうわけでここへ及びを入れられたんでしょうか、ちょっとお聞きいたします。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

この及びは、法制執務上の及びでございます、これは並立、同じという意味で通常使われる文言でございます。したがって、世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町という書き方で表現をしたところでございます。

以上でございます。

○上本会長 岡田委員、よろしいですか。

○岡田委員 はい、ありがとうございます。

○上本会長 それでは、合併方式については新設合併にするということで、ご確認させていただきました。ありがとうございます。

それでは、続いて協議第9号第3回世羅郡三町合併協議会の日程について、事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料でいきますと4ページでございます。

協議第9号第3回世羅郡三町合併協議会の日程について。

第3回世羅郡三町合併協議会の日程について提案する。平成14年11月25日提出。
世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

第3回世羅郡三町合併協議会の日程について。第3回世羅郡三町合併協議会は、次のとおり開催する。

日時、平成14年12月25日水曜日午後1時30分。場所、せら文化センター。

以上でございます。

○上本会長 以上が協議第9号の説明ですが、このことについて質問がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、別にないということで、第3回の日程についてはご確認いただいたとさせていただきます。ありがとうございました。

なお、第4回世羅郡三町合併協議会の開催については、第3回協議会の会場で正式に協議することになりますが、1月21日が世羅町議会議員選挙の告示日、そして1月26日が投票日となっており、原則である第4水曜日の開催が困難なため、第5週の水曜日、1月29日とさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、議事3の提案事項に移ります。

提案事項は、本日提案内容の説明と質疑のみを行い、協議決定は次回の協議会で行っていただくこととなります。

それでは、協議第10号合併期日について事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料でいきますと5ページでございます。

協議第10号合併の期日について。

合併の期日について提案する。平成14年11月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

合併の期日について。合併の期日は、平成16年10月1日とする。

6ページをごらんください。

6ページにつきましては、最近の合併状況として平成10年以降に合併した全国の状況を上げております。合併年月日もさまざまであるようであります。

また、県内の合併協議会状況については、下表に掲載しておりますとおりでございま

す。ここでは、合併期日が確認されているもののみを掲載をしております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第10号の説明ですが、このことについてご質疑、ご質問はありますでしょうか。ございませんか。

溝上委員。

○溝上委員 平成16年10月1日というふうに、ここに書いてあるわけですが、これはなぜ平成16年10月1日なのか、理由を説明していただきたいと思います。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ご説明を申し上げます。

なぜ16年10月1日なのかというご質問でございますけども、一般的に法定協議会の設置から合併まで22カ月程度かかると言われております。少し余裕を見まして24カ月後、そういったことで10月1日でご提案をしたところでございます。

また、世羅郡地域合併問題調査会時代におきましても、合併目標が16年10月であったことも提案理由の一つでございます。

以上です。

○上本会長 以上の説明でよろしゅうございますでしょうか。

○溝上委員 22カ月で、この協議会の審議は十分であるというふうに考えておられるわけでございますか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 ここで言います22カ月と申しましたのは、一応標準的な基準でございます。これにつきましては、もちろん合併で新しく新町を作っていくということになりますと、合併議決を3町の議会でもいただきまして、官報告示までが約6カ月かかるというように、日程的にも要することもございます。そういったことも勘案しながら、そこまでに一定の協議をしていくべきであろうということで、少し余裕を持ったもので10月1日ということでご提案を申し上げたところでございます。

○上本会長 溝上委員、よろしいですか。

○溝上委員 はい。

○上本会長 ほかにこのことについてご質問ございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 ないようでございます。

それでは、協議第10号合併の期日については次回の協議会で協議、決定をしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に提案事項、協議第11号新町の名称について事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 7ページをお開きください。

協議第11号新町の名称について。

新町の名称について提案する。平成14年11月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の名称について。新町の名称については公募するものとし、小委員会において新町の名称の候補を数点選定した上、協議会で決定する。

なお、公募方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定する。

8ページをごらんください。

8ページの新町の名称の取り扱い方針について（案）についてご説明いたします。

1は、新町の名称の取り扱い方針でございます。

新町の名称について、新しいまちづくりへの住民の参画を図るとともに、広く住民の意見を聞くために公募するというものでございます。

公募方法及び選定基準について、小委員会において策定をしていただき、協議会へ策定内容をご報告いただき、協議会でご決定いただくというものでございます。新町の名称の選定については、公募結果を集計後、小委員会において新町の名称の候補を数点選定した上で協議会へご報告いただき、協議会において決定をいただくというものでございます。

基本は、あくまで協議会で決定をいただくというもので、小委員会は協議会36名でご協議いただくものについて十分調査、審議をいただく目的で、規約第12条に基づき設置するというものです。

2は、小委員会の設置についてでございます。

名称は、新町名称候補選定委員会と称し、目的は新町の名称についての調査、審議を行うというものです。

役割は、新町の名称の決定に当たり、1として新町の名称の公募方法の策定、2として新町の名称の選定方法の策定、3として新町の名称候補数点の選定を行い、協議会へ報告

するというものです。

委員構成は、規約第8条に定める第2号委員、いわゆる議会代表各町1名、第3号委員、学識経験者、いわゆる住民代表各町4名で構成するというものでございます。

スケジュールは、そこにお示しをしておりますように、本日の協議会でご提案申し上げ、12月25日、先ほどご確認いただきました協議会で協議、確認いただければ、1月に小委員会を開催し、公募方法、募集要項及び選定基準の策定をしていただき、1月の協議会へ委員長から審議内容のご報告と提案をいただき、協議会において協議確認をいただくことになります。

協議会で確認をされますと、3月から4月に募集及び集計を事務局で行い、5月には小委員会において公募結果の公表及び候補数点の選定審議を行っていただき、6月の協議会へ小委員会からご提案をいただくこととなります。それで、7月開催の協議会で新町の名称について協議、ご確認をいただくというものでございます。

続いて、9ページの新町名称候補選定小委員会設置規程（案）についてでございます。

第1条は趣旨を定め、第2条は所掌事項で、新町の名称（以下新町名という）の候補の選定と、新町名の選定に関し必要な事項を調査または審議するというものです。

第3条は委員で、小委員会は規約第8条第2号委員各1名議会代表と、規約第8条第3号各町4名学識経験者で構成し、世羅郡三町合併協議会長が指名するというものでございます。

第4条は組織で、小委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は委員の互選によるというものです。

第5条は会議で、会議は委員長が必要に応じ随時招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないとなっており、委員長は会議の議長となるというものでございます。

第6条は、関係者等の出席を、第7条は報告で、委員長は小委員会における審議の経過及び結果について随時協議会の会議に報告するというものでございます。

第8条は任期で、任期は所掌事項について協議会の確認を受けたときをもって終了するというものでございます。

第9条は庶務を、第10条は補則で、この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるというものでございます。

附則では、この規程は平成14年何月何日から施行するとしております。

続きまして、10ページには新町名称候補選定小委員会委員名簿を載せております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第11号の説明ですが、何かご意見、ご質問がございますでしょうか。

黒木委員。

○黒木委員 甲山町の黒木武彦でございます。

協議第11号新町の名称について、公募ということでございますが、やっぱり公募が民意をあらわす最適の方法であろうかというふうに思うわけです。しかし、その第1位が必ずしも民意を示しておるかということについては、問題があるかと思うんで、ここへ提案がありますように、小委員会で数点候補を出して協議会で決定するというのは、妥当な方法ではなかろうかと思えます。

それから、ちょっとお尋ねしたいんですが、協議会は原則公開ということになっておるんですが、この小委員会はどうのような形をとろうとしていらっしゃるのか、ここでは何もそれについて触れてないようでございますが、いかがでございましょうか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

公開についてはいかなってるのかというご質問でございます。

これにつきましては、9ページにあります第7条で、委員長は小委員会における審議の経過及び結果について随時協議会の会議に報告するものとするということで、協議会そのものが公開ですべて公開をしていくということになりますので、小委員会の中におきまして審議されたことの経過なり報告はこの協議会へしていただくということで考えております。

また、小委員会そのものを公開するかどうかにつきましては、小委員会の中で議論いただければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○上本会長 よろしいでしょうか。

ほかにこのことについてご質疑ございますか。

井上委員。

○井上委員 役割として、新町の名称の公募の方法の策定とか選定方法の策定とかというのは明記してあるわけですが、すべてのことをこれにかかわることをすべて小委員会の中

で責任を持っていただいてやっていただけるのか、あるいは皆さんもご存知のように、例えば江田島と言っただけで解散するようなこともあるわけですから、そういった部分でこの全体の委員の中で今からのこの後出てきます、要するに庁舎の位置とかといった部分に関して、いろんな考え方があると思うんで、全体である部分では把握をしながら、そしてそれを小委員会の中で練っていただいて、その結果を出していただいて、またこの協議会の中で決定をしていくという2段階構えだと思うんですが、その中で例えば私が一番気になるのは、世羅郡の中へ3つの名前があるわけですね。世羅郡世羅町、甲山町、世羅西町という名がある中で、例えば現在使われておる名称は使用しないで新たな町名を求めて公募をかけるのか、あるいはそれも含めて公募をかけるのか、いろんな方法があると思うんです。

先ほど今黒木委員さんも言われたように、例えば民意を反映する方法っていうのはどれが正しいかっていうのは、非常に難しいと思うんですが、そういった中で単純に考えたときに、例えば公募という形で単純に世羅郡民全員が名前を書かれたときに、こんなことはないと思うんですが、現存の名前といいますとやはり世羅町が一番人口も多く抱えているし、そういった実情がすべてあるわけですから、どっかの部分ではそういった組織的なことが動けば、そういったことがすべて可能になってくるのが、実はこの中に全部含まれてるんです。

そういった部分の中で、全体の把握事項として新町名は新たな名前を考えるのか、現存の名前も含めて協議していくのかということをはっきりしていかないと、ある部分では小委員会というのは半分半分になるわけですから、持ち上がったときに半数がそうじゃいけんと言ったときには、全体の流れはまた変わってくる可能性があるわけです。だから、その全体の流れというのをあくまでも把握した上で、小委員会でまた細部にわたって協議していただくという形を持っていった方が、非常に最終的にはスムーズにいくんじゃないかなという気がするんですが、そういった部分はどうお考えなんですか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 井上委員のご質問にお答えをいたします。

旧町名を使うのかどうか、新町名を新たに別な形で設けるのか、こういったことも含めて小委員会の中で議論すべきではないかというご意見というふうにお受けをしたわけですが、小委員会におきまして公募方法なり選定基準、先ほどご説明申し上げましたが、こういった中身につきましても、小委員会の中でご審議をいただき、一定の整理をしたも

のをこの協議会にお諮りをいたします。報告、提案という形になりますので、その場で十分ご協議いただく点も出てくるのではないかなというふうに考えております。あくまでも今回提案を申し上げておりますのは、小委員会の中において十分今いただいたご意見等も踏まえながら、審議いただくということで考えているところでございます。

以上です。

○上本会長 まだありますか。

井上委員。

○井上委員 そういった気持ちはわかるんですが、要するに小委員会で一つの決定過程と中途過程でもってこの協議会へかけて、協議会の結論をいただいて、また小委員会へ持ち帰って最終的に小委員会で決定して、もう一回最終的に全体の協議会にかけて決定をした後に公募をかけるということですか。小委員会の決定をもって公募をかけるのか、そこら辺をはっきりしておかないと、小委員会の役割というのが不明瞭になると。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

あくまでも小委員会の位置づけといいますのは、どういう形で進めていくかという中身も含めてその小委員会の中でご審議をいただいて、この協議会の中へ当然お諮りをいただくと、報告、提案をいただき、この協議会で確認をいただければ、次に公募の実施をしていくというような段階を経ていくというふうに思っていただけだと思います。

以上です。

○上本会長 藤井委員。

○藤井委員 名称の決定をするということですが、その方法は公募すると、公募した場合に一つの同じ名称を希望する住民の方が幾つかおられて、100名なり200名なり同じ名称を希望される方がある。あるいは5人なり10人なり比較的少ない名称の希望もあると。それらを小委員会で審議して、どういうふうにするかということを決めていくと。それをこの協議会へ報告されて、小委員会での決定を協議会へ諮られるという手順になるんだろうと思うんですが、公募された多数の意見を重視するのが必然的常識であろうというふうに思うわけですが、そうするとやはり公募された同じ名称の数によって小委員会も決めざるを得んことになるんだというふうに解してもよろしいのか。

その公募をした以上は、公募の重さ、自由に小委員会で審議するというたつて、やはり公募した数が一番根拠になるのが当然じゃないかという考えがあるわけです。2番なり3

番なり出てくるわけですが、その中から同じ公募であったんだからということで小委員会で議論ができるのかなという疑問が一つあるわけです。

それから、それを小委員会でいろいろ議論されて決められたものを、実際には名目上だけこの協議会へ諮られて最終決定するんだという手段だけのことであって、甚だ体裁のいいようなことだけでこれが仕組みれておるんじゃないかという感じがするわけですが、そこらについては事務局、この提案そのものについてのお考えはどうなんですか。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 藤井委員のご質問にお答えをいたします。

数が多いということで、小委員会でも非常にそこら辺を含めて検討されるのではないかと、結果だけで物事が動くのではないかというようなご意見、ご質問であろうかと思えますけれども、あくまでも小委員会におきまして先ほどもご説明を申しましたが、公募結果の公表及びその選定についても十分に審議をいただき、出てきた中身については当然この協議会の中にご報告をいただく中で、審議経過踏まえて選定した中身、審議等をこの協議会へご報告いただく中で、この協議会で協議いただき確認をいただくという手順を考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○上本会長 藤井委員、今の事務局の説明でよろしいですか。

○藤井委員 そういうことでこういう提案をなされたらと思うんだが、わしが考えておるのは公募なら公募した中で審議はあくまでも形式になるんじゃないかという感じがして、そういうことを申し上げておるわけですから、審議して公募で仮に一番多い1,000ぐらい、それ以上の希望名称が出て、それ以外を決めることができるんですか、実際問題の話で。そこらで、私は小委員会で協議すると言うたって、協議は必要だろうと思うんですが、それ以外の選択ができるのかどうかということを非常に疑問に思うんですが、そこらで最終的にはこの協議会へ小委員会の報告をいただいて、決定はこの協議会でするというのは、筋であろうと思うんですが、それらが手順がやっぱり一定の常識的にそれを小委員会の報告を変えてこういうぐあいに決めたということはある得んことで、実際には。そこらについての基本的な考え方をお聞きしておったわけです。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

公募につきましては、当然名称等についていただく公募でございますので、それぞれ公募いただく方にはどうしてこういう名前がいいと思われたのかという提案理由も含めて、

公募の中身についてはお聞きをしていきたいということで、案として事務局では現在考えております。

したがいまして、そういったものが出てきた中で、今度小委員会においてたくさんの公募がいただければ、それらを分類分けをしていただく中で、数点これがいいのではないかとこのものの選定は小委員会でいただき、あくまでも協議会の中でその数点を柱に協議、ご確認をいただくという運びで考えております。

以上でございます。

○上本会長 藤井委員、よろしいでしょうか。

小委員会は、決定機関ではないというような趣旨だというように、説明しておるのさうだと思うんですが。

ほかにこのことについてご意見ございますか。

井上委員。

○井上委員 今藤井委員さんが言われたのが、要するに数の原則に基づいた、公募のケースは多い方から順番にというのが非常に言われるんだと思うんです。片方では、民意というのはどうなのかというたら、数が多い方が民意が多いんだという判断を持つのかどうか、新しい町名なんてあるいは庁舎なんての位置の決定もすべて含めて、そういったときに例えば我々ここへ委員がおるわけですけど、半数半数分かれるわけですよ、結果的には。庁舎の位置と町名とに分かれるわけですが、それぞれの委員、小委員会の委員は内容を把握して、この協議会の中へ持って出るんですけど、例えば名称の小委員会に属さない委員は、例えば3点、5点の名称が上がったときに、例えば数の原則で非常に単純なことを言うんですが、現在の名前を使うとしたら、全町民が投票したとしたら世羅町が1番、甲山町が2番、世羅西町が3番になるんです。そりゃ同じ町内でも、世羅西の人間でも、いや、甲山町がいいって言う人もいるかもわからんし、それは一概に言えんのんですけど、単純に明快に言うたら100%公募して投票されたとしたら、恐らく世羅町が1番、甲山町が2番、世羅西町が3番という順位になるわけです。ただ公募した場合、名前は違う名前が出てくると思います。

そういった部分で、例えば数の原則でいくんだったら小委員会の中では選定基準として1番がこうでした、2番がこうでした、3番がこうでしたということで、3点を選んで出てこられるわけです。それを今度は全員の協議会の中で、1位の何々町名は住民の皆さんから7,000通の応募がありました、この名前については、3,000通です、この名

前については2,000ですといったときに、それを今度は我々ここへ持ち出されたときに、7,000を無視して2,000にできるのかという基本的な原則があると思うんです。

だから、そういったときにここへかけていただくときには、小委員会の中で選定をして3つなり5つなりのものを選んだ後には、それはもうすべてフェアにしてしまうというのを大原則にしておかないと、だから逆に言ったら5つのうちの町名を選んだ中で、例えば1つの町名は今言うように8,000も9,000もあったけど、そんなことになるとは思わんけど、組織的になったらある可能性があるんですよ、ある部分では、やり方や方法によっては。

だから、そういった部分で、だけど実際選んだときには、実は8,000よりは3,000の名前を選んでしまったという結果が出てこんとも限らんわけです。だから、そういったときに皆さんがすべてのことを把握してないと、実はっていうと今度は公募された住民の方々から非常にクレームがつくわけです。民意を反映してないじゃないか、君らはということになるわけで、だったら公募すなという話が必ず出てくると思います。

だから、そういった部分で、この委員が意思統一をしてきちっとしたものを持っていないと、多いけりゃ通るとは限らないですよというのを前提にして、話を組み立てていかないと、新しい町名あるいは新しい庁舎の位置とか何とかかんとかということも非常に難しくなると思うんですよ。

だから、そういった部分を事務局としては、はっきりしたものを持っておかないと、結果が出たけど結果でもめるということが起こってくる可能性あるんです。だから、そういった部分の底辺の部分をきちっと全委員さんが把握した上で、こういったことには取り組まないと、多けりゃいいんだというんだったら、早い話が組織を作りゃいいわけですから、組織で動けば多くはなるんです。そういった部分もすべてこん中へ含んでくると思うんで、そういった部分でやはり事務局としてもそういった底辺の部分の整理をきちっと持った上で、こういったことには取り組まれた方がいいと思いますので、もちろん委員もすべて含めてだと思えます。

○上本会長 山口事務局長。

○山口事務局長 あくまでも公募されたものの数において、多かったからそのものだということでは考えておりません。といいますのが、あくまでも数点を選定をした中で、協議会で決定をいただくというご提案でございますし、十分に小委員会の中でご審議をいただ

く中で、その経過なり報告をもとに、この協議会で十分協議をいただければというふうに考えておるところです。

したがいまして、小委員会の中で公募の方法なり選定基準なり、そういった点についても先ほどご説明申し上げましたが、具体的に小委員会の中において協議いただければということで考えておるところでございます。

以上でございます。

○上本会長 ただいまご提案申し上げて……。

黒木委員。

○黒木委員 私が最初に申し上げましたのは、やはり民意を求めるということでは、条件なしの今の公募というのは、これはもう筋であろうと思います。したがって、それが出てきたものをもって選ばれた委員が良識を持ってその候補のうちから選ぶというのが、さっき石原さんのお話の中にあっただけじゃないですか、我々委員がしっかりしておることこそ大事なんじゃないかと思うんです。私は、この提案については原案どおり賛成をいたします。

○上本会長 今ご提案申し上げておりますのは、次回の協議委託内容を今少しご議論いただいております分野もあるかと思います。一応次回こういう提案を申し上げて、ご審議いただきたいというご確認をさせていただいております。次回までに、それぞれ各委員さん方、このことについての自分なりのご意見をまとめてきていただければと思うところでございますが、さらにこのことについてご質疑ございましたら発言ください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、協議第11号の新町の名称については、次回協議会で協議決定をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、提案事項、協議第12号新町の事務所の位置について事務局より説明いたします。

山口事務局長。

○山口事務局長 資料の11ページでございます。

協議第12号新町の事務所の位置について。

新町の事務所の位置について提案する。平成14年11月25日提出。世羅郡三町合併協議会会長上本仁志。

新町の事務所の位置について。新町の事務所の位置は、小委員会を設置し協議するものとし、小委員会において最もふさわしい位置を選定し、協議会で決定する。

続いて、12ページの事務所の位置についてでございます。

新町の事務所の位置を決定する必要性については、地方自治法第4条第1項で、地方公共団体は条例で事務所の位置を定めることを義務づけています。先ほどご確認いただきました新設合併することにより、これまでの役場がなくなり新たに新町発足までに事務所の位置を決めておく必要がございます。

この事務所の決定基準としては、地方自治法第4条第2項により、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、他の官公署との関係等考慮すべきことが上げられております。

続いて、13ページの新町の事務所的位置候補地選定小委員会について（案）をご説明申し上げます。

1として、小委員会の設置について、名称は新町の事務所的位置候補地選定小委員会と称します。この小委員会は、新町の事務所的位置の候補地についての調査、審議をいただき、候補地を選定し協議会に報告をいただき、協議会で協議、確認をいただくというものでございます。

委員構成は、規約第8条に定める第2号委員、いわゆる議会代表各町1名、第3号委員、学識経験者、いわゆる住民代表各町4名で構成するというものでございます。

スケジュールは、そこにお示ししますように、本日の協議会でご提案を申し上げ、12月25日の第3回の協議会で協議、確認をいただければ、1月に小委員会を開催し3町の現状確認などをご審議をいただくこととなります。

この審議内容を1月の協議会へ委員長からご報告をいただき、協議会において協議、確認をいただければ2月から4月にかけて小委員会を開催し、候補地の選定についてご審議をいただくこととなります。

この審議内容を5月の協議会に委員長からご報告、提案をいただき、6月の協議会で新町の事務所の位置を協議、ご確認をいただくというものでございます。

続いて14ページ、新町の事務所的位置候補地選定小委員会設置規程（案）についてご説明いたします。

第1条は趣旨を、第2条は所掌事項で、小委員会は新町の事務所的位置の候補地の選定と現有庁舎の有効利用について、調査または審議をするというものでございます。

第3条は委員で、小委員会は規約第8条第2号委員各町1名議会代表と、規約第8条第3号各町4名学識経験者で構成し、世羅郡三町合併協議会長が指名するというものでございます。

第4条は組織で、小委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織し、委員長及び副委員長は委員の互選によるというものでございます。

第5条は会議で、会議は委員長が必要に応じ随時招集し、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができないとなっており、委員長は会議の議長となるというものでございます。

第6条は、関係者等の出席を、第7条は報告で、委員長は小委員会における審議の経過及び結果について随時協議会の会議に報告するというものでございます。

第8条は任期で、任期は所掌事項について協議会の確認を受けたときをもって終了するというものでございます。

第9条が庶務を、第10条は補則で、この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定めるというものでございます。

附則では、この規程は平成14年何月何日から施行するとしております。

続きまして、15ページには新町の事務所の位置候補地選定小委員会委員名簿を載せております。

以上で提案説明を終わります。

○上本会長 以上が協議第12号の説明ですが、何かご意見、ご質問がありますでしょうか。

井上委員。

○井上委員 濟いません。私ばかりしゃべるようなんで申しわけないんですが、要するに新町の事務所の位置候補地選定小委員会にこそ、講演の後井口さんですか、言われました、するに各町の財政とか債務負担の状況をすべからく明らかに、要するに各町の状況をあからさまにした上で、やはり新庁舎というのもある部分では私は財政の特例措置を求めて新たなものを建てて、3町の合同庁舎的なものを設置した場合は、恐らくその部分に対してだけでも3町で50億円前後の金は要すると思うんです。

今言われてる町村合併によって、新たな財政の補てんといいますが、私は補てんとは考えていないんですが、俗に言う県あるいは国が言ってる財政の補てんというのがざっと見て80億円から100億円です。としたときには、合併することによって保証しますよと

いう金額をすべてその庁舎に使い込んでっていうのは、恐らくこの3町の合併がよくなったっていう結果が得られるのかどうかっていうのも含めて考えなくちゃならないと思うんで、まさに井口さんが言われた今の決算カードとかすべてのものを3町がここであからさまにして、だったら既存のものをあるいはいや、その償還など新たなものもあるなどというのを判断をしていかないと、非常にまずいんじゃないかなという気がするんです。

だから、この小委員会を開設するまでに、やはりすべてのそういった3町の実情をこの協議会の中にあからさまにしていただいて、それをもとにしてすべてのことを進めていけばという気がするんです。最後に、実はという部分で出されても、非常に私たちも世羅西のことはわかりますけど、甲山、世羅のことまではすべては把握してないわけですから、それぞれの町は皆そうだと思います。

だから、そういった部分をすべて一緒になるんだから、あからさまにした上で、だったら3町でこうしましょうというのが要するに今日の講演のすべてでしょう。それを知らずに、庁舎どうするかと言っても、もう懐の金もないのに勝手に50億円の建てましょう、100億円の建てましょう、すばらしい夢を描いたって実際それが本当に合併することによってよくなったのかどうなのかというのが非常に問題となると思うんで、お互いにやはり3町の実情というのを勉強し合いながら、その中で譲れるものは譲る、そして頑張るものは頑張る、積み上げていくものは積み上げていくという方針を立てていかななくちゃならないと思うんで、まさにこういった新庁舎の位置の決定によって財政が非常に動くわけですから、3町のそういった状況を包み隠しなくテクニックを使わずに本当の部分をお互いに出し合って、やっぱりスクラム組んで頑張っていかななくちゃならないという気がするんです。

だから、後刻すべてのことが決定した後に、そういった資料を出していただくんじゃないしに、このことを取り組む前にそういった状況をすべてあからさまにし合って、やっていく方がいいんじゃないかなという気がするんで、事務局にはそういった資料の提出といただきますか、資料のまとめをお願いしておきたいと思います。

○上本会長 事務局長の方から答弁しにくいということもございますので、私ども3町の首長としてこれから合併するに当たって、いわゆる世羅郡3町それぞれが抱えておる財政推計なり財政状況等については、事務局で今突き合わせをさせていただこうという取り組みをさせていただいております。大体1月いっぱいを目途に、事務方で早い機会にこうしたことの取り組みをしてほしいというのが先般来3町の町長、助役、総務課長等々でそう

いう方針を今決定さしていただいています。その時期には、そういうこともさしていただきますが、財政の組み立て方というのは3町それぞれ個性のある組み方でございますし、一律になかなか比べるのが難しい分野もございますが、できるだけわかりやすいような方法でという思いを持っております。

特に、決算時期には決算カード等々で毎年状況等については公表してきている状況もございますが、それだけではすべてをつかみにくいということもございますので、事務方でそのことの取り組みをさしていただきながら、公表に努めるように話し合いをさしていただいておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でよろしいですか。

○井上委員 だから、1月にそういった資料が整うということなんですか。12月の今度は協議会、これかけるわけでしょう。今言ってる部分は、提案して要するに小委員会を設置し協議するということだから、小委員会の設置だけを12月の協議会で決定するんですか。それで、小委員会でやっていくんですか。だから、小委員会を開く、要するに決定して小委員会にそれぞれ分かれてやるまでに資料は整うということですね。整わないと、価値ないですよ。決定した後に資料出されても、何の役にも立ちませんから。

○上本会長 15年1月を目途にということですのでありますんで、間に合うように努力さしていただくつもりでございます。

○井上委員 間に合うようにしてください。

○上本会長 ほかにこのことについて、12号について。

黒木委員。

○黒木委員 やっぱり住民にとっては、どういうんか、町名と役場の位置、これが一番の最大関心事だろうと思うわけです。そこで、スケジュールの関係ですが、町名は7月に最終に決めると、役場の位置がそれより早い6月に決めるというスケジュールになっておるんですが、できればこれは同じ時期に決めた方がいいのではないかというふうな気がするんですが、いかがでございますか。

○上本会長 事務局長。

○山口事務局長 お答えをいたします。

あくまでこれはスケジュール案ということで、ご提案申し上げておるものでございますので、その点についても小委員会の中でご審議をいただく中で、一定のスケジュールとして整理をいただければということで考えております。

したがいまして、今出された黒木委員の意見については、小委員会の中でも十二分に審議をいただければということだと思っております。

以上です。

○上本会長 そのほかこのことについてご意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 この案件につきましても、今度12月の中でご存分にご議論いただくということでございますので、本日は提案申し上げて、その期間それぞれ情報収集等々でまたご意見をまとめて発言をいただきたく思います。

ないようでしたら、協議第12号新町の事務所の位置については、次回協議会で協議、決定したいと思いますので、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○上本会長 それでは、本日予定しておりました協議事項はすべて終了さしていただきました。

長時間にわたりまして慎重ご審議、ご協議いただきまして、まことにありがとうございました。引き続き皆さん方の実りあるご審議をいただきまして、広範な行政分野の協議事項をこれから着実に一つ一つの確に進めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞ各委員の格別のお力添えをいただきますようお願い申し上げます、閉会さしていただきます。ありがとうございました。——失礼しました。顧問さん、閉会しますが、何か特別にご示唆ございますでしょうか。いいですか。申しわけございません。

それでは、以上で本日第2回の協議会を閉会さしていただきます。ありがとうございました。

午後15時57分閉会

本会議録は、世羅郡三町合併協議会の 黒木 重治委員、藤井 忠孝委員、井上 忠則委員 により内容が確認され署名を頂いております。